（様式７－２号）（表面）

|  |
| --- |
| 第　　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　様  　　 ○○広域振興局長  住居確保給付金支給決定通知書(規則第11条第１項２号の規定による支給)  　　　　　年　　月　　日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。  記  １　支給額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  ２　支給方法　　　　　□　転居先の住宅に係る初期費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。  □　上記以外の費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座への振込又は受給者の口座等への支給のいずれかの方法で支給することにより、支給決定者に対する支給とする。  　　　　　　　　　　　□　クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。  ４　支給対象となる転居先の住宅　　名称  　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地 |

（様式７－２）（裏面）

（注意事項）

　１　受給者は、転居先の住宅へ転居した後、転居先の住宅に係る初期費用以外の支給対象経費（家財の運搬費用、原状回復費用等）の実際の支出額を確認できる書類（領収書等）を自立相談支援機関に対し提出してください。

　２　転居先の住宅に係る初期費用等の一部支給を受けている方については、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

　　　なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。

　３　２支給方法において、「クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を広域振興局から求めることがあります。

１ この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に処分を行った都道府県等の長対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２ また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に処分を行った都道府県等を被告として（訴訟において当該都道府県等を代表する者は当該都道府県等の長となります。）、提起することができます。

　　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。